

鏡野町等級別職員数

(平成29年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		人	%
1級	(1)主事又は技師の職務 (2)主事補又は技師補の職務 (3)定型的な業務を行う職務	41	21.0%
2級	主事又は技師の職務	18	9.2%
3級	主任の職務	49	25.1%
4級	主幹の職務	34	17.4%
5級	(1)町長部局の室長代理、課長代理、副参事、振興センター長(代理級)、室長補佐、課長補佐、振興センター長(補佐級)、保健指導推進センター長(代理級)、保健指導推進センター長(補佐級)、出納室長の職務 (2)教育委員会の課長代理、課長補佐、館長、保育園長、幼稚園長、共同調理場の所長の職務 (3)委員会等の事務局の事務局代理、事務局長補佐の職務 (4)病院の事務長代理、事務長補佐の職務 (5)前各号と業務の内容、責任の程度が同等の職務	35	17.9%
6級	(1)町長部局の総合政策室長、特命参事、課長、統括参事、危機管理監、参事、会計管理者 (2)教育委員会の教育次長、課長、参事の職務 (3)委員会等の事務局の事務局長の職務 (4)病院の事務長の職務 (5)前各号と業務の内容、責任の程度が同等の職務	18	9.2%
合計		195	100.0%

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		人	%
1級	道路整備員、上下水道整備員、機械整備員、用務員、校務員、調理員、運転員、清掃センター業務員、ケーブルテレビ業務員の職務	1	11.1%
2級	相当の技能又は経験を必要とする道路整備員、上下水道整備員、機械整備員、用務員、校務員、調理員、運転員、清掃センター業務員、ケーブルテレビ業務員の職務	1	11.1%
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする道路整備員、上下水道整備員、機械整備員、用務員、校務員、調理員、運転員、清掃センター業務員、ケーブルテレビ業務員の職務	5	55.6%
4級	高度の知識又は経験を必要とする主任の業務	2	22.2%
合計		9	100.0%

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		人	%

1級	医療業務を行う医師の職務	0	0.0%
2級	(1)病院の医長の職務 (2)職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	3	37.5%
3級	(1)病院の副院長の職務 (2)職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	4	50.0%
4級	(1)病院長の職務 (2)職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	1	12.5%
5級	困難な業務を処理する病院長の職務	0	0.0%
合計		8	100.0%

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		人	%
1級	(1)栄養士の職務 (2)診療放射線技師の職務 (3)臨床検査技師の職務 (4)理学療法士の職務 (5)歯科衛生士の職務 (6)医療事務員の職務	3	17.6%
2級	(1)困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、医療事務員の職務 (2)薬剤師の職務	8	47.1%
3級	(1)主任の業務 (2)困難な業務を行う薬剤師の業務 (3)特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、医療事務員の職務	3	17.6%
4級	困難な業務を行う主任、技師長及び薬局次長の職務	2	11.8%
5級	薬局長・技師長の職務	1	5.9%
合計		17	100.0%

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計	
		人	%
1級	准看護師の職務	3	6.4%
2級	(1)助産師又は看護師の職務 (2)業務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	36	76.6%
3級	(1)主任看護師及び副部長の職務 (2)業務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	5	10.6%
4級	部長又は副部長の職務	2	4.3%
5級	部長の職務	1	2.1%
合計		47	100.0%

※等級別・職制上の段階ごとに給料が決定されない職員(特別職、派遣職員など)は除く。

※割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。